

国民年金の手続きでマイナンバーを利用できます



詳しくは町住民生活課にお尋ねください

■ マイナンバーを利用した国民年金の手続きが開始

平成30年3月から、市区町村および年金事務所窓口では、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除の申請、老齢基礎年金の請求の手続きが、マイナンバー（個人番号）を利用して行えるようになりました。

マイナンバーで手続きを行うときは、マイナンバーカードなどのマイナンバーが確認できる書類、本人の身元が確認できる書類を市区町村または年金事務所窓口にお持ちください。

※マイナンバーの記載が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を使用して各種手続きを行うことができます。

■ マイナンバーで手続きを行う際に準備していただく物

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の①と②の中から1点ずつお持ちください。
- ①通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ②運転免許証、旅券（パスポート）、在留カードなど

（運転免許証など顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、被保険者証や組合員証、年金手帳など2点の提示が必要です）

● マイナンバーを利用して行える国民年金の手続き

- ・保険料免除・納付猶予申請
- ・保険料学生納付特例申請
- ・保険料免除期間納付申出
- ・保険料クレジット納付（変更）申出
- ・被保険者住所変更報告（転出）および取消報告
- ・年金請求（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- ・未支給年金請求（国民年金・厚生年金・共済年金など）
- ・年金生活者支援給付金認定請求（老齢年金・障害年金・遺族年金）

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 104）

■ 国民健康保険に加入している人は所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の額や医療費の自己負担限度額などを計算します。

国民健康保険者で前年中（1月～12月）の収入がない人や収入が障害年金・遺族年金のみの人も、必ず申告をしましょう。

■ 申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

国保には、所得額によって国保税が軽減される措置があります。申告をしないと所得の額が分からないため国保税の軽減措置が受けられません。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われます。

国保被保険者の皆さん 所得の申告を忘れずに



期間内に所得の申告を行いましょ

るので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■ 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国民健康保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、自分で額を訂正して申告する必要があります。

11～12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では11～12月診療分の領収証が必要ですので保管をお願いします。

■ 期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月17日（月）から3月16日（月）までです。期間内に申告することが国保の適正な運営につながります。皆さんのご協力をお願いします。

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線 106）

プレミアム付商品券の購入はお済みですか



商品券の販売は2月28日(金)までです

■プレミアム付商品券の販売が まもなく終了します

消費税率10%への引上げが住民
税非課税者などの消費に与える影
響を緩和するとともに、地域にお
ける消費を下支えするため、町で
は、住民税非課税者および子育て
世帯主に対して、お得に買い物か
ができる「甲佐町プレミアム付商品
券」を発行・販売しています。

町福祉課での申請後に送付され
る「購入引換券」をお持ちで、商
品券の購入がお済みでない人は、
甲佐町商工会窓口へお急ぎください。
なお、「甲佐町プレミアム付商
品券」は、令和2年3月31日(火)
まで対象店舗で利用いただけます。

▼販売期限
2月28日(金)

▼販売場所

甲佐町商工会窓口(町農業研修
センター「ろくじ館」横)

準備していただく物

・商品券購入引換券

・身分証明書

・購入代金

▼販売価格

・1セット4,000円(商品券
500円券×10枚)(1人5セッ
トまで購入可)

▼町内の取扱い店舗(届出順)

「甲佐町プレミアム付商品券」

は、町内の対象となる47店舗(1
月10日現在)で利用することがで
きます。

昨年10月時点より新たに対象と
なった店舗は次のとおりです。

●小売業

②4 佐野電機 ②5 NEWORLD

②6 福田屋 ②7 甲佐農芸 ②8 セブン

イレブン甲佐糸田店 ②9 池田製菓

舗 ③0 ローソン甲佐店 ③1 甲佐町

直売所ろくじ館

●サービス業

⑥ 緑川自動車工場

▼お問い合わせ先

・甲佐町商工会

☎096-234-0272

・町福祉課

☎096-234-1114

町福祉課 ☎096-234-1114(内線144)

■「記念物100年展参加事業」 として開催

「文化財保護法」によると「記
念物」とは、わが国にとって歴史
上・学術上価値の高い遺跡、芸術
上・観賞上価値の高い名勝地、学
術上価値の高い動物・植物・地質
鉱物の総称で、その中でも重要な
ものは文部科学大臣が「史跡」「名
勝」「天然記念物」に指定するこ
とができるとされています。

2019年は、「文化財保護
法」の前身の1つである「史蹟
名勝天然記念物保存法」が大正
8(1919)年に施行されて
100年の節目の年でした。

しかし、誰もが知っている場所
などであっても、そこが「文化財
保護法」で守られていることは十

分に知られているとは言えません。

そこで、「史蹟名勝天然記念物
保存法」施行100年のいま、代
表的な「史跡」「天然記念物」や
それに関わる各地の取り組みを紹
介し、それらを身近に感じていた
だくために記念物100年展参加
事業としてパネル展を開催します。

▼開催期間

2月5日(水)～3月6日(金)
午前8時30分～午後5時15分

▼開催場所

町生涯学習センター・ギャラ
リーモール

■ギャラリートークを開催

パネル展にあわせて、展示や県
内の記念物に関する解説を行いま
す。また、本町の国指定天然記念
物「麻生原のキンモクセイ」(昭
和9年指定)と史跡指定を目指し
ている町指定文化財「陣ノ内館跡」
について紹介するギャラリートー
クを次のとおり開催します。

参加費は無料です。ぜひご来場
ください。

▼開催日時

2月8日(土) 午前10時～午前
11時

▼開催場所

町生涯学習センター・視聴覚室

パネル展「記念物100 年と甲佐町」を開催



史跡指定を目指している陣ノ内館跡

町社会教育課 ☎096-234-2447(内線326)